

2022年1月7日

各位

株式会社北都銀行

**普通預金・貯蓄預金口座を対象とした「未利用口座手数料」の新設  
および預金規定の一部改定について**

株式会社北都銀行（頭取 伊藤 新）は、長期間ご利用のない預金口座が特殊詐欺等の犯罪に不正利用されることを未然に防止することを目的に、普通預金・貯蓄預金口座を対象として、2022年3月1日（火）より「未利用口座手数料」を新設し、預金規定を一部改定しますのでお知らせいたします。本手数料の導入により、お客さまに長期間ご利用されていない預金口座を改めてご確認いただきますとともに、日常的なご利用の再開をお願いするものです。

対象となるのは、手数料新設日（2022年3月1日（火））以前に開設された口座を含む普通預金及び貯蓄預金のうち、2年以上ご利用がなくかつ残高が10,000円未満の口座となります。日常的に入出金や口座振替等のお取引をされている口座が本手数料の対象となることはございません。なお、本手数料の引落としにより残高が0円となった未利用口座は、自動的に解約させていただきます。

## 記

## 1. 未利用口座手数料の概要

新設日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2022年3月1日（火）</li> <li>※初回の手数料引落しは2023年3月6日（月）を予定しております。</li> </ul>
対象預金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通預金（総合口座定期預金残高0円の口座・決済用口座含む）</li> <li>・貯蓄預金</li> </ul>
対象口座	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料引落日（毎年3月5日・休業日の場合は翌営業日）から遡って2年以上ご利用がなく、かつ残高が10,000円未満の口座</li> <li>※利息入金や未利用口座手数料の引き落としはご利用要件には該当しません。</li> </ul>
対象外となる口座	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料引落日において残高が10,000円以上の口座</li> <li>・下記お取引のあるお客様の全ての口座 <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 融資（極度額設定含む）取引</li> <li>b) 定期性預金（定期預金、積立定期預金、定期積金等）取引</li> <li>c) 預かり資産（外貨預金、債券、投資信託等）取引 等</li> </ul> </li> </ul>
手数料金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1,320円（消費税込）／年</li> </ul>
未利用口座に関する取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる口座をお持ちのお客さまに「お知らせ」にてご案内いたします。</li> <li>・「お知らせ」によるご案内から未利用口座手数料の次回引落しまでに、対象口座のご利用またはご解約がなかった場合、手数料が年1回引落としとなります。</li> <li>・対象口座残高が手数料金額以下の場合残高全額が引落としとなります。残高が0円となった口座は自動的に解約となります。なお、口座残高を超えて手数料が引落としとなることはございません。</li> </ul>

## 2. 預金規定の一部改定について

- (1) 対象規定  
普通預金規定・貯蓄預金規定・総合口座取引規定
- (2) 改定日  
2022年3月1日（火）
- (3) 改定内容  
・普通預金規定の例

### 改定後の新設条項

#### 17. 未利用口座手数料

- (1) 当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本条に定める未利用口座手数料以外の払戻し等、所定のご利用がない口座を未利用口座として取扱います。
- (2) 未利用口座に該当した場合、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内の書面（本条第4項により解約が見込まれる場合はその旨の通知を兼ねます）を郵送します。ご案内後、一定期間、所定のご利用がない場合、当行が定める未利用口座手数料をお支払いいただきます。
- (3) 当行は未利用口座手数料を、未利用口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引落しできるものとします。
- (4) 未利用口座の預金残高が未利用口座手数料以下の場合（残高が0円の口座を含みます）、当行は当該預金残高全額を引落とし、未利用口座手数料に充当のうえ、当該口座を解約することができるものとします。なお、口座残高を超えて手数料の支払義務はございません。
- (5) 引落としとなった未利用口座手数料についてはご返却いたしません。また、前項の規定により解約された未利用口座の再利用の求めには応じられません。

・貯蓄預金規定、総合口座取引規定についても同様に改定します。

## 3. 残高1万円未満の口座解約手続き

残高10,000円未満の普通預金（総合口座定期預金残高0円の総合口座普通預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金口座の解約につきましては、個人および個人事業主のお客さまを対象として、手続き時のお届け印の押印が不要となっております。通帳をご持参のうえ本人確認書類をご提示いただくことで解約でき、手続きを簡素化しております。

## 4. 手数料の返却及び自動解約口座の再利用

引落としとなった手数料の返却や、自動解約となった口座の再利用（再開）はできませんのでご了承ください。

## 5. お客さまお問い合わせ先

本手数料に関してご不明な点がございましたら、お近くの北都銀行、または下記のフリーダイヤルまでお問い合わせください。

《 お客さまお問い合わせ先 》

北都銀行 コンタクトセンター（フリーダイヤル）：0120-891-025（平日9:00～19:00）

以上

本件に関するお問い合わせ先 営業推進部 支店統括室 佐々木 TEL：018-837-1757